

(18) 財団法人 鳥取県造林公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6人	24,829千円	2,715千円	9,891千円	37,435千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

技術職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
372,312円	390,687円	55.5歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
技術職職	大学卒	166,796円
	高校卒	135,632円
		鳥取県職員の例による

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	技術職	大学卒	円	円	円	円
高校卒		円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合）			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1.3月分	0.71月分	
	1 2 月期	1.5月分	0.71月分	
	計	2.8月分	1.42月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	9,891,265 円	6 人	1,648,544 円	
退職手当 （支給率のみ 県の規定に 準ずる）	（支給率）			
	区 分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	勤続40年	53.50月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） 制度なし			
	（平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1 人 当 たり 平均支給年額
	平成18年度	481,215円	4 人	120,303円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし		
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
819,000円	4人	16,058円		
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
378,000円	5人	6,300円		
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
		1,036,800円	6人	14,400円
単身手当 (県の規定に準ずる)	単身での生活を常況とし、通勤困難な職員	鳥取県単身赴任手当認定要領に基づく	月額23,000円+加算額6,000円 (交通距離100km以上300km未満)	
		（平成18年度実績）該当なし		
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当		備 考
理 事 長	289,000円	6月期 12月期	1.1月分 1.3月分	加算率 級別 20 管理職 25 計 1.45
副 理 事 長	-	-		県農林水産部長